



# 宮 崎 県 公 報

令和元年9月2日(月曜日) 第35号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 ( 送 料 共 ) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

○指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障がい福祉課) 1	頁
○保安林の指定施業要件の変更の通知……………(自然環境課) 1	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始……………( “ ” ) 2	
○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) 2	
<b>公 告</b>	
○保安林の皆伐面積の限度……………(自然環境課) 2	
○技能検定(後期)の実施……………(雇用労働政策課) 3	
○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 4	

○県営土地改良事業計画の変更……………(農村整備課) 4	
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………( “ ” ) 5	
<b>病院局企業管理規程</b>	
○県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程…………… 5	
<b>監査委員公告</b>	
○監査結果の公表…………… 9	
○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 10	
<b>労働委員会告示</b>	
○宮崎県労働委員会のおっせん員候補者の氏名、 閥歴等の公示…………… 10	
<b>内水面漁場管理委員会指示</b>	
○漁業法に基づく指示…………… 10	

## 告 示

### 宮崎県告示第 277号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和元年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510600739	そうだんサポートセンターしらはま	宮崎県日向市新生町1丁目92番地	社会福祉法人 浩和会	宮崎県日向市大字財光寺字池1565番地2	令和元年9月1日	自立生活援助

### 宮崎県告示第 278号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
日南市(次の図に示す部分に限る。)
    - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月2日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
17	県道	南保宮崎線	宮崎市大塚町宮田2995番1地先から同市同町宮田2995番1地先まで	旧	25.6~55.9	80.6
				新	25.6~61.1	80.6

宮崎県告示第280号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年9月2日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
17	県道	南保宮崎線	宮崎市大塚町宮田2995番1地先から同市同町宮田2995番1地先まで	令和元年9月2日

宮崎県告示第281号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和元年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 届出者の名称  
株式会社東京建築検査機構
- 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名称	所在地
TBTC九州構造センター	福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目17番15号

- 変更しようとする年月日

令和元年9月17日

**公 告**

保安林の令和元年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

令和元年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	572.65
北川	土砂流出防備保安林	87.82
北川	干害防備保安林	1.70
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	1,997.29
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	147.66
五ヶ瀬川	干害防備保安林	10.58
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	871.27
五十鈴川	土砂流出防備保安林	14.81
五十鈴川	干害防備保安林	16.26
五十鈴川	保健保安林	0.11
耳川	水源かん養保安林	1,834.83
耳川	土砂流出防備保安林	115.03
耳川	干害防備保安林	0.55
小丸川上流	水源かん養保安林	257.98
小丸川上流	土砂流出防備保安林	2.88
一ッ瀬川	水源かん養保安林	2,578.58
一ッ瀬川	土砂流出防備保安林	110.59
一ッ瀬川	干害防備保安林	2.15
一ッ瀬川	保健保安林	3.59
小丸川下流	水源かん養保安林	802.73
小丸川下流	土砂流出防備保安林	26.11
小丸川下流	干害防備保安林	2.66
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	686.16
川内川上流	土砂流出防備保安林	65.80
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	21.08
大淀川本流	水源かん養保安林	1,222.87
大淀川本流	土砂流出防備保安林	167.95
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.52
大淀川本流	干害防備保安林	14.25
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,622.87
本庄川	土砂流出防備保安林	12.16
本庄川	防風保安林	0.12
本庄川	干害防備保安林	2.74
本庄川	保健保安林	7.32
大淀川中流	水源かん養保安林	1,063.99
大淀川中流	土砂流出防備保安林	54.21
大淀川中流	干害防備保安林	0.70
広渡川	水源かん養保安林	854.62
広渡川	土砂流出防備保安林	150.09
広渡川	干害防備保安林	1.68

広渡川	保健保安林	0.28	
福島川	水源かん養保安林	225.88	
福島川	土砂流出防備保安林	15.06	
福島川	干害防備保安林	1.94	

  

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、令和元年度技能検定試験(後期)を次のとおり実施する。  
令和元年9月2日  
宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

(1) 特級  
 鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級  
 さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鍛造(プレス型鍛造作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)及び塗装(鋼橋塗装作業)

(3) 3級  
 機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

2 実施等級等  
 特級、1級、2級及び3級(各等級の実施職種は、1のとおりとする。)

3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日  
 実技試験は、令和元年12月6日(金曜日)から令和2年2月16日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所  
 実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料  
 実技試験の手数料は、次のとおりとする。  
 全職種 18,200円  
 35歳未満の者が2級又は3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。  
 全職種 9,200円  
 35歳以上の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。  
 全職種 12,100円  
 35歳未満の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。  
 全職種 3,100円  
 上記に定める年齢は、当該技能検定の実施年度の4月1日における年齢とする。

エ 問題の公表  
 実技試験問題は、令和元年11月29日(金曜日)以後に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日  
 学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
鍛造(プレス型鍛造作業)、機械検査(機械検査作業【1・2級】)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)及びガラス施工(ガラス工事作業)	令和2年1月26日 (日曜日)
特級全職種、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、さく井(ロータリー式さく井工事作業)、及び家具製作(家具手加工作業)	令和2年2月2日 (日曜日)
機械加工(普通旋盤作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)、機械検査(機械検査作業【3級】)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、	令和2年2月9日 (日曜日)

<p>鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)及びコンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)</p> <p>イ 実施場所 学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 全職種 3,100円</p> <p>4 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)</p> <p>イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し</p> <p>ウ 本人確認書類の写し 次の(ア)から(カ)までに掲げるいずれかの書類の写しであること。</p> <p>(7) 運転免許証、個人番号カード(個人番号が記載されている箇所を黒塗りすること。)、日本パスポート(写真欄)、住民票その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)</p> <p>(イ) 特別永住者証明書</p> <p>(ウ) 健康保険被保険者証</p> <p>(エ) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)</p> <p>(オ) 在留カード</p> <p>(カ) 外国パスポート(写真欄と日本国査証欄)</p> <p>(2) 提出先 宮崎県職業能力開発協会 宮崎市学園木花台西2丁目4番地 3</p> <p>(3) 受付期間 令和元年10月7日(月曜日)から令和元年10月18日(金曜日)まで</p> <p>(4) 受検申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会において交付する。</p> <p>イ 本人確認書類の写しを申請書の裏面貼付欄に貼り付けること。</p> <p>ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。 なお、申請書を郵送する場合は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付ける。</p> <p>エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写しを申請書に添えて提出すること。</p> <p>5 手数料の納付方法等</p> <p>(1) 実技試験の手数料の額(18,200円。ただし、減免の対象となる者が実技試験を受検する場合は3に掲げる額。)及び学科試験の手数料の額(3,100円)の領収証を申請書に添えて納付すること。</p> <p>(2) 手数料は、現金又は銀行振込により納付すること。</p> <p>(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る</p>	<p>手数料の納付を要しない。</p> <p>(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。</p> <p>6 合格の発表等</p> <p>(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。</p> <p>(2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者の受検番号は、令和2年3月13日(金曜日)に県庁本館前掲示板に公示する。</p> <p>(3) 技能検定合格証書等の交付 特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。 また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定の合格者には特級技能士章を、1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。</p> <p>7 その他 技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。 宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階) 電 話 0985(26)7107 宮崎県職業能力開発協会 電 話 0985(58)1570</p> <hr/> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、高木古田土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。 令和元年9月2日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 就任した役員</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>氏名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監事</td> <td>里岡孝彦</td> <td>都城市高木町4363番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(任期:令和4年3月31日まで)</p> <p>2 退任した役員</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>役名</th> <th>氏名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監事</td> <td>今村昇</td> <td>都城市高木町4656番地</td> </tr> </tbody> </table> <hr/> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、南ヶ丘第1地区県営土地改良事業(小林市、県営畑地帯総合整備事業)に係る土地改良事業計画を変更した。 なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。 令和元年9月2日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 縦覧に供する書類</p>	役名	氏名	住所	監事	里岡孝彦	都城市高木町4363番地	役名	氏名	住所	監事	今村昇	都城市高木町4656番地
役名	氏名	住所											
監事	里岡孝彦	都城市高木町4363番地											
役名	氏名	住所											
監事	今村昇	都城市高木町4656番地											

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年9月2日から令和元年10月2日まで

3 縦覧場所

小林市役所農業振興課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、吉野地区4換地区県営土地改良事業(宮崎市、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業)に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年9月2日から令和元年10月2日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る換地計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。)、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

病院局企業管理規程

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和元年9月2日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

宮崎県病院局企業管理規程第2号

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
(料金等の額)					(料金等の額)				
第3条 条例別表第2の金額の欄に規定する管理者が定める額は、別表に定めるとおりとする。					第3条 条例第6条第2項に規定する健康保険法(大正11年法律第70号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定に基づく診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額は、それぞれ平成20年厚生労働省告示第59号及び平成18年厚生労働省告示第99号により算定した額とする。				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
区	分	単	金	備	区	分	単	金	備
1 病室 使用料	特別室A(個室)	1人1日 につき [略] その他 の者	12,960円	「分娩等のために入院する者」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第8	1 病室 使用料	特別室A(個室)	1人1日 につき [略] その他 の者	13,200円	「分娩等のために入院する者」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第8
	特別室B(同)	1人1日 につき [略] その他 の者	12,279円			特別室B(同)	1人1日 につき [略] その他 の者	12,507円	
	特別室C(同)	1人1日 につき [略]				特別室C(同)	1人1日 につき [略]		

		その他 の者	11,880円	号に規定する 医師、 助産師 その他 医療に 関する 施設の 開設者 による 助産に 係る資 産の譲 渡等(以 下「助 産に係 る資産 の譲渡 等」と いう。) を受け る者を いう。			その他 の者	12,100円	号に規定する 医師、 助産師 その他 医療に 関する 施設の 開設者 による 助産に 係る資 産の譲 渡等(以 下「助 産に係 る資産 の譲渡 等」と いう。) を受け る者を いう。以 下同じ。	
	特別室D(同)	1人1日 につき [略] その他 の者	6,048円			特別室D(同)		1人1日 につき [略] その他 の者		6,160円
	特別室E(同)	1人1日 につき [略] その他 の者	5,400円			特別室E(同)		1人1日 につき [略] その他 の者		5,500円
	特別室F(同)	1人1日 につき [略] その他 の者	3,682円			特別室F(同)		1人1日 につき [略] その他 の者		3,751円
	特別室G(同)	1人1日 につき [略] その他 の者	3,067円			特別室G(同)		1人1日 につき [略] その他 の者		3,124円
	特別室H(2人 室)	1人1日 につき [略] その他 の者	1,404円			特別室H(2人 室)		1人1日 につき [略] その他 の者		1,430円
	特別室I(同)	1人1日 につき [略] その他 の者	982円			特別室I(同)		1人1日 につき [略] その他 の者		1,001円
2 初診 加算料	県立宮崎病院	1件につ き [略] その他 の初診 (医師 による 場合) その他 の初診 (歯科 医師に よる場 合)	3,000円  1,800円		[略 ]	2 初診 加算料	県立宮崎病院	1件につ き [略] その他 の初診 (医師 による 場合) その他 の初診 (歯科 医師に よる場 合)		3,055円  1,833円
	県立延岡病院	1件につ き [略] その他 の初診 (医師 による 場合)	5,000円			県立延岡病院	1件につ き [略] その他 の初診 (医師 による 場合)	5,093円		

		その他の初診 (歯科医師による場合)	3,000円				その他の初診 (歯科医師による場合)	3,055円	
	県立日南病院	1件につき [略] その他の初診 (医師による場合) その他の初診 (歯科医師による場合)	2,500円  1,500円			県立日南病院	1件につき [略] その他の初診 (医師による場合) その他の初診 (歯科医師による場合)	2,546円  1,527円	
3 再診 加算料	県立延岡病院	1件につき [略] その他の再診 (医師による場合) その他の再診 (歯科医師による場合)	2,500円  1,500円	[略]	3 再診 加算料	県立延岡病院	1件につき [略] その他の再診 (医師による場合) その他の再診 (歯科医師による場合)	2,546円  1,527円	[略]
[略]					[略]				
6 文書 作成手 数料	死亡診断書	1通につき	3,240円	[略]	6 文書 作成手 数料	死亡診断書	1通につき	3,300円	[略]
	病歴書	同	2,160円			病歴書	同	2,200円	
	死体検案書	同	3,492円			死体検案書	同	3,557円	
	障害診断書	同	3,492円			障害診断書	同	3,557円	
	裁判関係診断書	同	4,320円			裁判関係診断書	同	4,400円	
	生命保険又は恩給診断書	同	4,320円			生命保険又は恩給診断書	同	4,400円	
	海外移住関係診断書	同	2,160円			海外移住関係診断書	同	2,200円	
	交通事故診断書	同	4,320円			交通事故診断書	同	4,400円	
	特定疾患診断書	同	3,492円			特定疾患診断書	同	3,557円	
	その他の診断書	同	2,160円			その他の診断書	同	2,200円	
	自動車損害賠償責任保険治療費明細書	同	3,492円			自動車損害賠償責任保険治療費明細書	同	3,557円	
	出生証明書	同	2,160円			出生証明書	同	2,200円	
	意見書	同	3,492円			意見書	同	3,557円	
	症状調査書	同	4,320円			症状調査書	同	4,400円	

	その他の証明書	同	1,167円			その他の証明書	同	1,189円		
7 ポリオワクチン予防接種手数料	県立宮崎病院	1回につき	5,658円		7 ポリオワクチン予防接種手数料	県立宮崎病院	1回につき	5,762円		
8 診察券再発行手数料		1件につき	103円		8 診察券再発行手数料		1件につき	105円		
9 エックス線フィルム複写手数料	半切	1件につき	720円		9 エックス線フィルム複写手数料	半切	1件につき	733円		
	大切	同	597円			大切	同	608円		
	大四切	同	463円			大四切	同	471円		
	四切	同	360円			四切	同	367円		
	六切	同	237円			六切	同	242円		
	CD-R	同	540円			CD-R	同	550円		
	DVD-R	同	1,080円			DVD-R	同	1,100円		
10 不妊症治療料	県立宮崎病院	人工授精	1件につき 子宮内に精子を注入する場合	10,800円	10 不妊症治療料	県立宮崎病院	人工授精	1件につき 子宮内に精子を注入する場合	11,000円	
		県立延岡病院	人工授精	1件につき 子宮内に精子を注入する場合 子宮外に精子を注入する場合			10,800円 21,085円	県立延岡病院	人工授精	1件につき 子宮内に精子を注入する場合 子宮外に精子を注入する場合
		体外受精及び胚移植	1件につき 採卵・体外受精料 胚移植料 受精卵凍結管理料	124,869円 10,697円 15,531円			体外受精及び胚移植	1件につき 採卵・体外受精料 胚移植料 受精卵凍結管理料	127,182円 10,895円 15,819円	
		配偶子卵管内移植法	1件につき	64,800円			配偶子卵管内移植法	1件につき	66,000円	
[略]					[略]					
12 乳児介補料	県立宮崎病院、 県立延岡病院及び 県立日南病院	1日につき	586円		12 乳児介補料	県立宮崎病院、 県立延岡病院及び 県立日南病院	1日につき	597円		
13 慢性	県立宮崎病院、	1日につ	648円		13 慢性	県立宮崎病院、	1日につ	660円		



維持透 析患者 食事料	県立延岡病院及 び県立日南病院	き			維持透 析患者 食事料	県立延岡病院及 び県立日南病院	き		
14 入院 期間が 180日 を超え た日以 後の入 院加算 料	県立宮崎病院、 県立延岡病院及 び県立日南病院	1日につ き	保険外併用 療養費に係 る厚生労働 大臣が定め る医薬品等 (平成18年 厚生労働省 告示第498 号)第10号 に規定する 通算対象入 院料の基本 点数に100 分の15を乗 じた点数に 10円を乗じ て得た額に <u>100分の1</u> <u>08</u> を乗じて 得た額(そ の額に1円 未満の端数 があるとき は、これを 切り捨てた 額)		14 入院 期間が 180日 を超え た日以 後の入 院加算 料	県立宮崎病院、 県立延岡病院及 び県立日南病院	1日につ き	保険外併用 療養費に係 る厚生労働 大臣が定め る医薬品等 (平成18年 厚生労働省 告示第498 号)第10号 に規定する 通算対象入 院料の基本 点数に100 分の15を乗 じた点数に 10円を乗じ て得た額に <u>100分の1</u> <u>10</u> を乗じて 得た額(そ の額に1円 未満の端数 があるとき は、これを 切り捨てた 額)	
15 特別 メニュー 選択 追加料 金	県立宮崎病院、 県立延岡病院及 び県立日南病院	1食につ き	<u>25円</u>		15 特別 メニュー 選択 追加料 金	県立宮崎病院、 県立延岡病院及 び県立日南病院	1食につ き	<u>分<sup>べん</sup>娩<sup>め</sup>等 のため に入院 する者 その他 の者</u>	<u>24円</u>  <u>26円</u>
16 セカ ンドオ ピニオ ン料	県立宮崎病院、 県立延岡病院及 び県立日南病院	1件につ き	<u>10,800円</u>		16 セカ ンドオ ピニオ ン料	県立宮崎病院、 県立延岡病院及 び県立日南病院	1件につ き	<u>11,000円</u>	
17 生命 保険等 に係る 医師面 談料		1回につ き	<u>4,320円</u>		17 生命 保険等 に係る 医師面 談料		1回につ き	<u>4,400円</u>	
[略]					[略]				

## 附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

## 監査委員公告

監査委員公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき令和元年5月29日から令和元年8月9日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和元年9月2日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦  
 宮崎県監査委員 安 樂 健 一  
 宮崎県監査委員 徳 重 忠 夫  
 宮崎県監査委員 渡 辺 創

**監査委員公告**

平成31年3月28日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和元年9月2日

宮崎県監査委員 緒 方 文 彦  
 宮崎県監査委員 安 樂 健 一  
 宮崎県監査委員 徳 重 忠 夫  
 宮崎県監査委員 渡 辺 創

**労働委員会告示**

**宮崎県労働委員会告示第1号**

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閏歴等を次のとおり公表する。

令和元年9月2日

宮崎県労働委員会会長 山 崎 真一朗  
 あっせん員候補者名簿  
 （五十音順） （令和元年8月21日現在）

氏 名	現 職（又は前職）	委 嘱 日
有 村 文 雄	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	令和. 8. 21
大 森 一 仁	労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長	令和. 8. 21
岡 田 保 彦	労働委員会事務局 調整審査課 課長補佐	平30. 4. 3
金 丸 憲 史	労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	令和. 8. 21
河 野 洋 一	労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事	令和. 8. 21
川 端 輝 治	商工観光労働部 雇用労働政策 課長	平31. 4. 2
工 藤 久 昭	労働委員会使用者委員 宮崎経済同友会 顧問	令和. 8. 21
黒 木 忠 博	労働委員会労働者委員 日本私鉄労働組合九州地方連合会 執行委員長	令和. 8. 21
後 藤 厚 一	労働委員会公益委員 （宮崎県総合博物館長）	令和. 8. 21
阪 本 典 弘	労働委員会事務局長	平31. 4. 2

芝 三千代	労働委員会使用者委員 社会福祉法人まりあ 副理事長	令和. 8. 21
中 川 育 江	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長	令和. 8. 21
見 戸 康 人	労働委員会使用者委員 株式会社テレビ宮崎 常勤監査役	令和. 8. 21
八重尾 龍	労働委員会公益委員 弁護士	令和. 8. 21
山 口 弥 生	労働委員会公益委員 弁護士	令和. 8. 21
山 崎 真一朗	労働委員会公益委員 弁護士	令和. 8. 21
横 山 節 夫	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	令和. 8. 21
吉 岡 英 明	労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合宮崎県本部 執行委員長	令和. 8. 21
米 澤 淳	労働委員会事務局 調整審査課 長	平31. 4. 2

**内水面漁場管理委員会指示**

**宮崎県内水面漁場管理委員会指示第154号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和元年9月2日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋  
 （定義）

- この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、さく河魚類（あゆを含む。）の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である棚（以下、「落箕」という。）とにより構成されるものをいう。  
 （漁場及び統数制限）
- 内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業（以下「あゆやな漁業」という。）を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で各1統とする。  
 ア 延岡市大貫町 大貫地先  
 イ 延岡市北方町 川水流地先  
 （行使内容の事前届出）
- 漁業権者は、操業開始日の5日前までに、あゆやな漁業の行使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に届出なければならない。  
 （操業期間）
- あゆやな漁業の操業期間は、令和元年10月1日から令和元年12月1日までの間の延べ45日以内とする。  
 （採捕管理義務）
- 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を確認し、採捕があった場合は、採捕があった日の翌日までに採捕実

績を委員会に報告しなければならない。なお、採捕がない場合であっても、少なくとも10日ごとに確認状況を報告しなければならない。また、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績を取りまとめて、委員会に報告しなければならない。

(増殖義務)

- 6 漁業権者は、別途指示する第5種共同漁業権に係る増殖指示量に加え、委員会が別に定める量のあゆを放流しなければならない。

なお、放流サイズは、あゆ種苗1尾当たり3グラムから10グラムとする。

- 7 漁業権者は、令和2年6月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。

(指示の有効期間)

- 8 この指示の有効期間は、令和元年9月2日から令和2年6月30日までとする。

--	--